

平成二十九年

博士（文学）学位請求論文 要旨

風土記本文の復元的研究

林崎治恵

原典が伝わらない古典の研究には、まず原典により近い本文を復元することが必要不可欠である。本文復元は、現伝する写本から親本の姿、更には祖本の姿を想定し、その姿から原典の本文を考えることになる。しかし、原本が伝来されない以上、その本文を確定することができないので、様々な見解が出される。本論文が対象とする風土記にも、現在幾多もの校訂本が出され、各校訂本が提示するその本文はそれぞれに異なっている。様々な研究成果を反映させた校訂本文が示されることは風土記の研究が進展していることの表れではあるが、一方で、風土記という古典の本文としてはどれがよいのか、それぞれの校訂本はどのように違っているのか、或いは風土記本文としてのあるべき姿をどのように考えたらよいのか等、よくわかつていないことが多々あり、テキストとしての基礎的部分が確立されているとは言い難いというのが現況である。

本論文は、こういった現況からの脱却を目指して、風土記の基礎的研究をさらに進展させるために、現行の校訂本を改めて見直し、風土記の原姿、即ち風土記本文の復元のためにはどのような課題があるのか、また、あるとすればその解決のためにどのような方向性が必要であるのかを検討したものである。本文校訂に必須の諸本研究では、『常陸国風土記』について行い、校訂本間の比較検討や校訂に関する問題については、『常陸国風土記』『出雲国風土記』『肥前国風土記』を取り上げる。

本論文の構成は以下のとおりである。

- 序章 風土記という古典
- 第一部 『常陸国風土記』の基礎的研究
  - 第一章 『常陸国風土記』の伝写について
  - 第二章 常陸国風土記四本集成
- 第二部 風土記の校訂
  - 第一章 風土記の校訂本間の比較
  - 第二章 風土記の校訂における問題についての一考察
  - 終章 風土記のテキストの現状と課題
- 付論
  - 第一章 逸文をめぐる緒問題
  - 第二章 伝承とその舞台——『竹取物語』を事例として——
- 各章の内容は以下に記すとおりである。
  - 序章 風土記という古典
  - 現代に至るまでの風土記の伝来様態は決して好ましいと言えるものではないが、これは、風土記がもつ特質——官命に応じた文書として撰述されたために付与された特質——に起因するものであり、このことと古典としての風土記そのものを分けて考える視点が今後の風土記研究には重要であることを示す。即ち、風土記の伝来環境が芳しくなかつたことが、直ちに、原本の風土記そのものに副次的要素があつたことにはならないことを指摘し、風

土記を傍証資料として評価し扱ってきた近世以降の古典研究のあり方から、ひとつの古典作品として風土記を捉えること、つまり、風土記を単なる報告文書ではない、その当時に生きた人間が編述したひとつの作品として捉え、真正面から対峙する研究姿勢が風土記の理解をさらに深め、新たな研究成果を生むことに繋がることを述べる。そういった作品理解をするためにも、基礎的研究として原典に近いよりよい本文の復元が必要であることに言及し、本論文の意義もその点にあることを説く。

ただ、風土記の成立の契機となつた和銅の詔命と、風土記再撰進を求めた延長の太政官符から、現伝する風土記の祖本の原典が風土記の原本——和銅の詔命によって中央に出されたもの——であるとは言い切れず、写本から風土記の原本を復元するにも限界があるという実情がある。しかし、そういった実情があるからこそ、風土記の本文理解に繋がる校訂や校合に関わる研究がとりわけ重要なとなる。現在ある校訂本について、多様な見解が示される個々の研究成果として留められている現状に対して、各々の校訂本の違いを明らかにし、それらの特徴を明確にすることは、校訂本を検証することによってのみ得られ、それによつて風土記の校訂に対するあり方が必然的に明白となる。本研究は、より確固とした本文復元を行うためには必要不可欠なことであり、これまでに積み重ねられてきた風土記研究をさらに深めて、今後の研究を方向付ける基盤となる研究である。

## 第一部 『常陸国風土記』の基礎的研究

### 第一章 『常陸国風土記』の伝写について

ここでは、『常陸国風土記』の本文復元のために不可欠な諸本系統の類別とその系譜づけを独自に考究し、校訂の際の写本の位置付けを確認することを目的とする。これまでの『常陸国風土記』の諸本研究の説は、一本の写本（彰考館本）から多くの転写本がでているが、その点については疑問を持たざるを得ない。よつて、これまでの説に關わらず独自に諸本を検討する。資料とする諸本は、菅本・武田本・松下本・中山本・小宮山本・狩谷本・河合本・羽田野本・藤田本・村上本の十本である。

本論文では、まず写本の解説を行い、次に、奥書にとらわれない客観的な諸本系統を検討するために、①本文の字詰・行数の体裁、②郡の記述形式、③本文の改行箇所、④本文文字の異同の観点から諸本のグループ分けを行う。その結果、甲類（菅本・中山本・藤田本）、乙類（武田本・松下本・河合本・村上本）、丙類（狩谷本・羽田野本）に分類されることがわかつた。さらに、それら三つのグループが系譜上のどこから派生したのかを考察するために、三類から代表本を選定または想定し、異同の相違点について文脈を考慮して検討する。加えて、代表本の字形の照合や、彰考館本の文字の想定をしたうえでの比較検討をし、その結果現れた相違点を、平等にありのままに活かす方向で考え、武田本を伝播祖本である前田本から派生したものと考定し得る新たな系譜づけの一提案を示すことができた。

## 第二章 常陸国風土記四本集成

『常陸国風土記』の本文復元に重要な、菅本・武田本・松下本の三つの写本と板本との異同を一見してわかるように集成した。作成にあたっては、写本である菅本・武田本・松下本については写真版をトレースした。この方法による模写は、単に文字の形を機械的に写すという単純作業によるものではなく、写本に書かれた文字の筆使いをも勘案して作成している。書や筆使いについての知識や素養が多少あるため、原本の筆致を忠実に再現することができ、实物ではないとはいえ、写本文字を確認するときには原本さながらのものとして活用できる。さらに、校訂本作成や校訂本再検討のためには、写本のそのままに近い姿で数本を同時に確認できるとの果たす役割は少なくないと言えよう。

## 第二部 風土記の校訂

### 第一章 風土記の校訂本間の比較

ここでは、見解の違う校訂本が幾多も存在する現況を次の風土記研究へと発展させるために、校訂本間の比較検討を通して違いや特徴を明らかにすることを目的とする。比較検討したものは、『常陸国風土記』は新編日本古典文学全集本と神道大系本と日本古典文学大系本の総記から行方郡の部分、『出雲国風土記』は神道大系本と日本古典文学大系本で、いずれも相違点を一覧表にして具体的に掲げる。

かなりの数にのぼる相違点があるが、各校訂本が底本のまま校訂している箇所をさらにに詳細に検討し、校訂には必ず、底本を尊重する姿勢を持つたうえで近世以降の諸説の検証を行なう。場合によっては根拠のある新見解を提示するという考訂過程が踏まれていることを改めて確認することができた。また、神道大系本がとる底本選定や校異の示し方に対する方法のように、風土記の校訂においても学界共通の体系化されたものを構築することの必要性と有益性を示唆する。

このことは、次章で述べるように、風土記の本文が様々に提示されているという現状に問題点はあるものの、だからといって校訂に対する基準を設けるなどして、集約的にひとつつの形に收めていくことができるような内容ではないということが浮き彫りになつたと言えよう。

## 第二章 風土記の校訂における問題についての一考察

ここでは、風土記の基礎的研究のさらなる構築のために、校訂基準や校異の示し方にに対する見解を述べている。校訂者による風土記の読解は、結果として風土記本文として復元される。その校訂本文は校訂者の微妙な判断に影響されるものの、本文理解を含むその判断は纖細で尊い。その纖細で尊い校訂について、前章に続き、本文理解の面から論考し、校訂そのものに対する基準を設ける」とは本文理解を制限する危険性があることを指摘した。

また、神道大系『肥前国風土記』の校異の示し方を検証し、校訂において最も重要な、復元本文の根拠がわかるようにするためにには、校異のつけ方への学界共通の認識を深め、さらに読者への配慮がなされる必要性があることを指摘する。

### 終章 風土記のテキストの現状と課題

「」では、風土記の新たなテキストが刊行されたことを踏まえて、これまでのテキストを振り返り、今後のテキストに望まれることを述べる。なかでも、最新刊行本の山川本『風土記』の特徴、即ち底本尊重姿勢のあり方と、底本文字を改訂する時にのみ校異を示す方針をとることについて、他の校訂本との対比をとおして明確にし、その問題点を指摘する。

風土記の校訂は、復元本文に対する考え方を明確にしたうえで行われる必要があり、風土記本文を復元するときその姿を校訂本文にどこまで求めて行うのか、原本の姿に近づくよう本文復元をしているのか、或いは現伝写本を訓むことを念頭においているのかといふことは、同じ校訂でもその内容は全く異なる。現段階は、山川本『風土記』によって風土記本文に対する問題提起がなされた段階と言えよう。そして「」のことは、風土記の原典にとつても最も基礎的で重要な問題となることを指摘する。

しかし、古典を伝えていくことをも念頭に置きながら風土記研究を進展させるためには、研究者用と一般読者のテキストとを分け、影印本を有効活用することが望まれよう。

### 付論

「」では、風土記逸文の事例研究として四つの逸文—『釋日本紀』に引用される逸文三條と『萬葉集註釋』に引用される逸文一條—の注釈的研究を参考として挙げる。いずれも風土記逸文として認定することができる。また、伝承研究の個別事例として、風土記に通じるものがあるので、『竹取物語』の論考も参考として合わせて挙げる。

#### 第一章 逸文をめぐる緒問題

- 一 『常陸國風土記』信太郡の沿革条
  - 二 『常陸國風土記』信太郡の郡名条
  - 三 『筑前國風土記』資珂島条
  - 四 『筑前國風土記』怡土郡条
- 第二章 伝承とその舞台 —『竹取物語』を事例として—